

## ご遺族の方へ（春日市役所での手続きのご案内）

このたびのご不幸、謹んでおくやみを申し上げます。

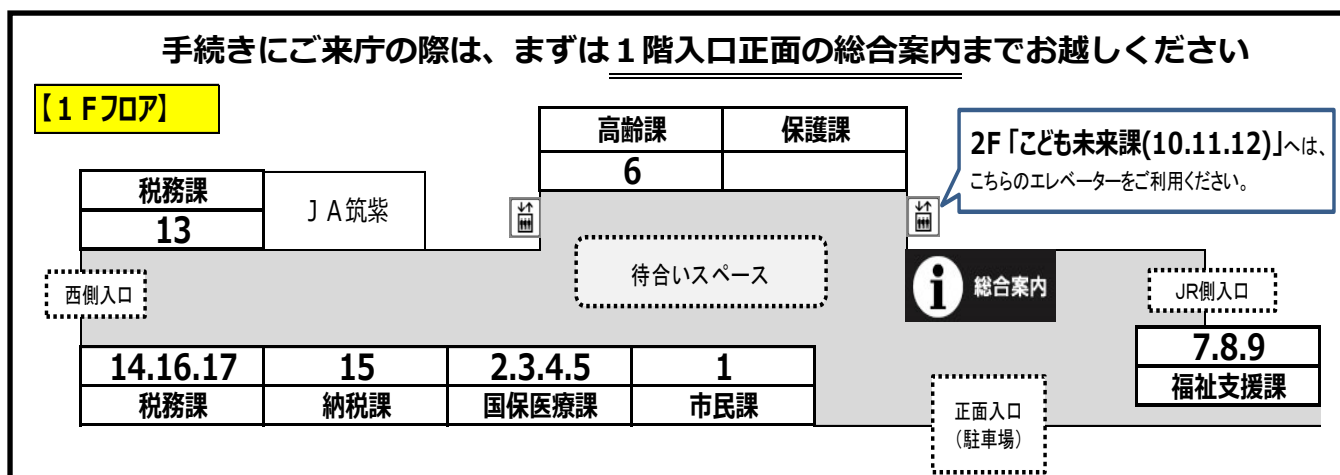
ご家族が亡くなった場合に、市役所で必要な手続きは、下記のとおりです。

対象者の欄に該当する場合は、手続きが必要となりますので、必要書類をご確認のうえ、市役所 1 階総合案内までお越しください。

	対象者	主な手続き	ページ
	マイナンバーカード・通知カード所有者	※年金・医療等の手続きで、マイナンバー記入が必要になる場合があるため、各手続きが終わるまで保管してください。	-
1	世帯主	・世帯主の変更（希望する人のみ）	1
2	国民年金第 1 号被保険者・年金受給者	・遺族年金又は未支給年金等の請求及び死亡届など	1
3	国民健康保険の被保険者	・国民健康保険資格喪失届 ・葬祭費の支給申請	2
4	後期高齢者医療の被保険者 （75歳以上の方など）	・資格喪失届 ・葬祭費の支給申請 ・相続人代表者指定届兼口座指定届	2
5	こども医療、障害者医療 ひとり親家庭等医療の受給者	・医療喪失届	3
6	介護保険の被保険者 （65歳以上の方）	・介護保険資格喪失届の記入 ・相続人代表者の指定（該当する人のみ）	3
7	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 療育手帳をお持ちの方	・各種手帳の返納	3
8	特別障害者手当・障害児福祉手当受給者	・特別障害者手当障害児福祉手当未支払請求	4
9	春日市心身障害者福祉手当の受給者	・春日市心身障害者福祉手当未支払手当請求	4
10	児童手当の受給者	・未支払請求 ・受給者の変更	4
11	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者	・資格喪失届、死亡届 ・未支払請求（受給者の場合のみ）	5
12	児童（原則、高校生以下）の父又は母	・児童扶養手当等の申請(該当者のみ)	5
13	固定資産の所有者	・相続人代表者（現所有者）の指定届	5
14	市民税・県民税の課税がある人	・相続人代表者（現所有者）の指定届	6
15	市税の納付状況が不明な方 又は未納がある方	・納付状況の確認、納付計画の相談	6
16	軽自動車を所有していた方 （原付バイク、自動 2 輪を含む）	・名義変更等	6
17	1 月 1 日から亡くなった日までに 所得があった方	・準確定申告	6

## 春日市役所簡易フロアマップ

手続きにご来庁の際は、まずは1階入口正面の総合案内までお越しください



### 1. 死亡された方が世帯主の場合

死亡届出時に、他の世帯員がいた場合は、配偶者（配偶者がいない場合は年長者）を世帯主として  
います。**変更を希望する場合は、世帯主変更の届出を**してください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
世帯主変更	(1) 届出人の本人確認書類 (免許証や保険証等)	市民課 受付戸籍担当 (1番窓口) 【連絡先】 092-584-1120

### 2. 死亡された方が国民年金の被保険者又は年金受給者の場合

死亡された方が国民年金の加入者又は老齢基礎年金（国民年金第一号保険者期間のみ）、障害基礎年金、遺族基礎年金受給者の場合は、下記の手続きをしてください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
遺族年金、寡婦年金、死亡一時金 又は未支給年金の請求もしくは 死亡届等	いずれの手続きが該当するか、また、必要書類 については、年金担当でご確認ください。	市民課 年金担当 (2番窓口) 【連絡先】 092-707-1182

※ 死亡された方が厚生年金に加入中（会社員や公務員）又はその被扶養者及び厚生年金や共済年金受給者（障害、遺族を含む）の場合は、年金事務所又は共済組合で手続きをしてください。手続き先が不明な場合は、市民課年金担当にご確認ください。

※ 手続きは全国の年金事務所で可能ですが、年金事務所へ来所される際は予約が必要です。  
なお、最寄りの年金事務所は南福岡年金事務所（福岡市南区塩原3丁目1-27）です。

※ 南福岡年金事務所連絡先電話：092-552-6112（音声ガイダンスの後①→②を押してください）

### 3. 死亡された方が国民健康保険被保険者の場合

死亡後14日以内に、下記の手続きを行ってください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
国民健康保険 資格喪失・変更届	(1) 国民健康保険の被保険者証 (世帯主が亡くなった場合は世帯の被保険者全員分)	国保医療課 国保担当
葬祭費の支給申請	(2) 印鑑(葬祭費の申請者、相続人代表者のいずれも必要)	(2番窓口)
相続人代表者の指定	(3) 葬祭費振込先銀行の預金通帳(原則として喪主の口座)	【連絡先】
被保険者証の返還 又は記載内容の変更	(4) 限度額適用認定証・はりきゅう受療症・特定疾病療養受療証 (世帯主が亡くなった場合は世帯の中で受給している方全員分)	092-584-1121
限度額適用(標準負担額減額)認定証、特定疾病療養受療証、はり・きゅう受療証の返還又は記載内容の変更(受給している方のみ)	(5) 喪主の氏名が確認できるもの (例:葬儀の領収書、請求書、会葬御礼等)	
	(6) 葬祭費を喪主以外の人(の口座以外)に振り込む場合は、喪主の委任状	
	(7) 届出者の本人確認書類(運転免許証・パスポート等)	
	(8) 死亡された方と新世帯主のマイナンバーが分かるもの	
	(9) 委任状(世帯主以外が届出する場合)	

### 4. 死亡された方が後期高齢者医療被保険者の場合

死亡後14日以内に、下記の手続きを行ってください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
資格喪失届	(1) 後期高齢者医療の被保険者証	国保医療課 医療担当
葬祭費の支給申請	(2) 限度額適用(標準負担額減)認定証、特定疾病療養受療証、はり・きゅう受療証(交付されている場合)	(2番窓口)
相続人代表者の指定	(3) 印鑑(葬祭費の申請者、相続人代表者のいずれも必要)	【連絡先】
後期高齢者医療被保険者証の返還	(4) 喪主、相続人代表者の銀行の預金通帳	092-707-1178
限度額適用(標準負担額減額)認定証、特定疾病療養受療証、はり・きゅう受療証の返還(証交付者のみ)	(5) 死亡された方と喪主の氏名が確認できる書類 例:葬儀の領収書、請求書、会葬御礼等	
	(6) 葬祭費を喪主以外の人(の口座以外)に振り込む場合は喪主の委任状	
	(7) 届出者の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)	
	(8) 死亡された方のマイナンバーが分かるもの	
	(9) 死亡された方と相続人代表者の続柄が分かるもの (同世帯の場合や相続人代表者の本籍が春日市の場合は不要)	

## 5. 死亡された方が子ども医療、重度障害者医療、ひとり親家庭医療の受給者の場合

死亡後14日以内に、下記の手続きを行ってください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
子ども医療証の返還	(1) 子ども医療証	国保医療課 医療担当 (2番窓口) 【連絡先】 092-707-1178
重度障害者医療証の返還	(1) 重度障害者医療証	
ひとり親家庭等医療証の返還	(1) ひとり親家庭等医療証	

## 6. 死亡された方が介護保険被保険者（65歳以上の方）の場合

死亡後14日以内に、下記の手続きを行ってください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
介護保険資格喪失届及び相続人代表者指定届兼口座指定届出	(1) 介護保険被保険者証 (2) 介護保険負担割合証、負担限度額認定証等のうち交付されているもの	高齢課 介護保険担当 (6番窓口) 【連絡先】 092-584-1122 内線 (1402~1405)
介護保険料の精算手続き	(3) 届出者の印鑑 (4) 相続人代表者等の銀行預金通帳	
介護保険被保険者証の返還	(5) 届出者の本人確認書類（運転免許証・パスポート等）	
負担割合証、負担限度額認定証等の返還（交付されている方のみ）	(6) 死亡された方のマイナンバーがわかるもの	

## 7. 死亡された方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの場合

それぞれの手帳の返納手続きを行ってください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
身体障害者手帳の返還	(1) 身体障害者手帳	福祉支援課 障がい担当 (7番窓口) 【連絡先】 092-584-1127
精神障害者保健福祉手帳の返還	(1) 精神障害者保健福祉手帳	
療育手帳の返還	(1) 療育手帳	

## 8. 死亡された方が特別障害者手当・障害児福祉手当受給者である場合

特別障害者手当・障害児福祉手当の受給者が死亡された場合において、未払の手当があるときは、死亡日から起算して6ヶ月以内に下記の手続きを行えば未払の手当を受給できます。

手続き内容	必要なもの	担当部署
特別障害者手当 障害児福祉手当未支払請求	(1) 生計同一者であった請求者 (3親等以内の直系血族及び兄弟姉妹)の本人確認資料 (2) 請求者の口座情報 (通帳もしくはキャッシュカード等) (3) 請求者の印	福祉支援課 障がい担当 (7番窓口) 【連絡先】 092-584-1127

## 9. 死亡された方が春日市心身障害者福祉手当の受給者である場合

春日市心身障害者福祉手当等の受給者が死亡された場合において、未払の手当があるときは、死亡日から起算して6ヶ月以内に下記の手続きを行えば未払の手当を受給できます。

手続き内容	必要なもの	担当部署
春日市心身障害者福祉手当未 支払手当請求	(1) 生計同一者であった請求者(子、父母、孫、祖父母又 は兄弟姉妹)の本人確認資料 (2) 請求者の口座情報 (通帳もしくはキャッシュカード等)	福祉支援課 障がい担当 (7番窓口) 【連絡先】 092-584-1127

## 10. 死亡された方が児童手当受給者である場合

児童手当の受給者や対象児童が死亡された場合、死亡日が属する月中(月末に死亡された場合は、死亡日の翌日から15日以内)に下記の手続きが必要です。

※ 場合によっては、お勤め先での請求が必要になります。

手続き内容	必要なもの	担当部署
児童手当未支払請求	(1) 請求者の本人確認資料 (免許証やマイナンバーカード等) (2) 請求者の印鑑 (3) 請求者が国家公務員共済もしくは地方公務員等共済 に加入の場合、健康保険証	こども未来課 母子児童担当 (市役所2階) 【連絡先】 092-584-1115 (内線 2702 ~ 2705)
児童手当受給者の変更	(4) 請求者のマイナンバーが分かるもの (5) 請求者及び対象児童の口座情報が分かるもの(通帳も しくはキャッシュカード) (6) 対象児童の印鑑	

## 1 1. 死亡された方が児童扶養手当・特別児童扶養手当受給資格者やその対象児童の場合

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格者や対象児童が死亡された場合、死亡日が属する月中に手続きが必要です。

手続き内容		必要なもの	担当部署
児童扶養手当	【受給者死亡時】 資格喪失届 死亡届兼未支払請求	(1) 死亡届出者（来庁者）の本人確認書類 (2) 児童扶養手当対象児童名義の通帳又はキャッシュカード (3) 死亡届出者（来庁者）及び児童の印鑑	こども未来課 母子児童担当 （市役所 2 階） 【連絡先】
	【対象児童死亡時】 資格喪失届 額改定（減額）請求	(1) 受給資格者の本人確認書類 (2) 児童扶養手当証書 (3) 受給資格者の印鑑	092-584-1111 （内線 2702～2705）
特別児童扶養手当	【受給者死亡時】 資格喪失届 受給者死亡届兼未支払請求	(1) 死亡届出者（来庁者）の本人確認書類 (2) 特別児童扶養手当証書 (3) 特別児童扶養手当対象児童名義の通帳又はキャッシュカード (4) 死亡届出者（来庁者）及び児童の印鑑	こども未来課 母子児童担当 （市役所 2 階） 【連絡先】
	【対象児童死亡時】 資格喪失届 額改定（減額）請求	(1) 受給資格者の本人確認書類 (2) 特別児童扶養手当証書 (3) 受給資格者の印鑑	092-584-1111 （内線 2702～2705）

## 1 2. 死亡された方が児童（原則、高校生以下）の父又は母である場合

死亡された方が児童（原則、高校生以下）の父又は母である場合、ひとり親家庭や養育者になられると、児童扶養手当やその他の制度が受けられる場合があります。必要書類等ございますので、お早めにこども未来課母子児童担当までお尋ねください。

## 1 3. 死亡された方が固定資産の所有者である場合

下記の手続きを行ってください。

※相続による所有権移転登記は、法務局での手続きが別途必要です。

手続き内容	必要なもの	担当部署
現所有者（相続人代表者）の申告 ※死亡された方が他の所有者名義の固定資産の相続人代表者または納税管理人となっていた場合は、変更の手続きを行ってください。	(1) 印鑑 (2) 現所有者となる方からの委任状（現所有者（相続人代表者）となる方以外が届出する場合）	税務課 資産税担当 （4 番窓口） 【連絡先】 092-584-1123

#### 14. 死亡された方が市民税・県民税の課税がある場合

---

納税通知書の送付が必要となったときは、相続人代表者の方へ送付しますので、送付先をお知らせください。

手続き内容	必要なもの	担当部署
相続人代表者の指定 (納税通知書等の送付先登録)	(1) 印鑑	税務課 市民税担当 (4番窓口) 【連絡先】 092-584-1195

#### 15. 市税の納付状況が不明な方又は未納がある方

---

未納の市税がないかをご確認ください。死亡された方に未納の市税がある場合、納税課納税推進担当(3番窓口)にて、納付または納付計画の提示をお願いします。

#### 16. 死亡された方が軽自動車(原付バイク、自動2輪を含む)の所有者である場合

---

車種によって手続きが異なります。詳しくは税務課市民税担当へお尋ねください。

#### 17. 死亡された方が1月1日から亡くなった日までに所得があった方である場合

---

収入によっては所得税の申告が必要です。

詳しくは筑紫税務署(TEL:092-923-1400)にお尋ねください。